

和歌山大学図書館間相互利用実施要項

制 定 昭和62年 3月13日

最終改正 平成29年 3月24日

- 1 和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）が取り扱う図書館間の相互利用については、この要項の定めるところによる。
（用途による制限）
- 2 図書館間の相互利用は、教育・研究の用に供する場合に限る。
（図書館所蔵図書の見学）
- 3 他の大学、短期大学、高等専門学校、国立国会図書館及び公立図書館（以下「他の大学等の図書館」という。）から図書館所蔵図書の見学を依頼された場合は、図書館利用規程（以下「図書館利用規程」という。）第4条第7号を適用する。ただし、国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会に加盟している図書館の場合は、大学図書館間における相互利用要項及び相互利用指針（平成16年5月21日 国立大学図書館協会理事会）の定めるところによる。
（図書館所蔵図書の文献複写）
- 4 著作権法により図書館資料の複製を認められた施設から図書館所蔵図書の文献複写を依頼された場合は、図書館文献複写規程に定めるところによる。ただし、国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会に加盟している図書館から依頼された場合は、大学図書館間相互利用マニュアル（2004年5月 国立大学図書館協会）により処理する。
（図書館所蔵図書の貸出）
- 5 他の大学等の図書館から図書館所蔵図書の貸出を依頼された場合は、図書館利用規程別表の「その他図書館の利用を申し出た学外者」の区分を適用する。
（図書館の利用制限）
- 6 前3項の利用によって図書館利用規程第4条第1号から第3号に掲げる利用者（以下「学内者」という。）の利用が著しく妨げられると判断した場合は、その利用を制限することができる。
- 7 削除
（他の図書館所蔵図書の文献複写）
- 8 学内者及び図書館利用規程第4条第5号に掲げる利用者（以下「名誉教授」という。）が、著作権法により図書館資料の複製を認められた他の施設の所蔵図書の複写を希望する場合は、所定の手続きにより、図書館へ申し込むものとする。
（他の図書館所蔵図書の借用・見学）
- 9 学内者及び名誉教授が、他の大学等の図書館の所蔵図書について図書館で見学を希望する場合は、所定の手続きにより図書館へ申し込みのうえ、図書館が借用した図書を館内で見学することができる。
（費用の負担）
- 10 前2項にかかる費用は申込者本人の負担とする。
- 11 図書館間相互利用による利用者は、依頼先の図書館関係諸規則を遵守しなければならない。

図書館間相互利用実施要項

附 則

この要項は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（平成8年2月13日一部改正）

この改正要項は、平成8年2月13日から施行する。

附 則（平成9年7月25日一部改正）

この改正要項は、平成9年7月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年1月12日一部改正）

この改正要項は、平成11年1月12日から施行する。

附 則（平成11年5月20日一部改正）

この改正要項は、平成11年5月20日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成16年1月30日一部改正）

この改正要項は、平成16年1月30日から施行する。

附 則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第648号）

この改正要項は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1717号）

この改正要項は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1904号）

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。